第十六条第一項中「（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」を削り、「百億円」を「二百億円」に改め、同条第二項中「十億円」を「五十億円」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

（法第十五条の二第二項及び第三項の政令で定める金額）

第十九条　法第十五条の二第二項第一号及び第二号の二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、二百億円とする。

2　法第十五条の二第二項第一号及び第三号の五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、五十億円とする。

3　法第十五条の二第二項第二号及び第四号の三十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、三十億円とする。

4　法第十五条の二第二項第三号及び第四号の百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、百億円とする。

5　法第十五条の二第三項第一号、第二号及び第四号の二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、二百億円とする。

6　法第十五条の二第三項第一号から第三号までの五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、五十億円とする。

7　法第十五条の二第三項第三号の百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、百億円とする。

8　法第十五条の二第三項第四号の三十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、三十億円とする。

（法第十五条の三第二項の政令で定める金額）

第二十条　法第十五条の三第二項の二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、二百億円とする。

2　法第十五条の三第二項の五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、五十億円とする。

第十五条を第十七条とする。

第十四条の見出し中「及び第四項」を削り、同条第一項中「二十億円」を「二百億円」に改め、同条第二項中「百億円」を「五十億円」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　法第十条第二項の政令で定める数値は、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定めるとおりとする。

一　議決権保有割合（株式取得会社（法第十条第二項に規定する株式取得会社をいう。以下この号において同じ。）が株式発行会社（同項に規定する株式発行会社をいう。以下この号において同じ。）の株式の取得をしようとする場合（金銭又は有価証券の信託に係る株式について、自己が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合において、受託者に株式発行会社の株式の取得をさせようとする場合を含む。）において、当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる当該株式発行会社の株式に係る議決権の数と、当該株式取得会社の属する企業結合集団（同項に規定する企業結合集団をいう。）に属する当該株式取得会社以外の会社等（同項に規定する会社等をいう。）が所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権の数とを合計した議決権の数の当該株式発行会社の総株主の議決権（法第七条の二第十三項第一号に規定する総株主の議決権をいう。）の数に占める割合をいう。次号において同じ。）が、百分の二十以下の値から増加して、百分の二十を超えることとなり、かつ、百分の五十を超えることとならない場合　百分の二十

二　議決権保有割合が、百分の五十以下の値から増加して、百分の五十を超えることとなる場合　百分の五十

第十四条第四項及び第五項を削り、同条を第十六条とする。

第十三条の見出し中「第九条第五項」を「第九条第四項」に改め、同条中「第九条第五項の」を「第九条第四項の」に改め、同条第一号中「第九条第五項第一号」を「第九条第四項第一号」に改め、同条第二号中「第九条第五項第二号」を「第九条第四項第二号」に改め、同条第三号中「第九条第五項第三号」を「第九条第四項第三号」に改め、同条を第十五条とする。

第十一条の見出し中「第七条の二第十九項」を「第七条の二第二十四項」に、「同条第七項から第九項まで」を「同条第十項から第十二項まで」に改め、同条第一項中「第七条の二第七項から第九項まで」を「第七条の二第十項から第十二項まで」に、「会社」を「法人」に、「同条第七項第一号、第八項第一号若しくは第二号又は第九項第一号の規定による報告及び資料の提出」を「同条第十項第一号、第十一項第一号から第三号まで又は第十二項第一号の規定による報告及び資料の提出（以下この条及び次条において「減免申請」という。）」に、「同条第十九項」を「法第七条の二第二十四項」に、「報告及び資料の提出とみなして、同条第七項から第九項まで」を「減免申請とみなして、同条第十項から第十二項まで」に改め、同条第二項中「又は第二項」を削り、「会社」を「法人」に、「同条第七項から第九項まで」を「同条第十項から第十二項まで」に、「同条第七項第一号、第八項第一号若しくは第二号又は第九項第一号の規定による報告及び資料の提出」を「減免申請」に、「同条第十九項」を「同条第二十四項」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第七条の二第二十五項の場合における同条第十項から第十二項までの規定の適用）

第十四条　法第七条の二第十項から第十二項までの規定のいずれかに該当する事業者が法人である場合において、当該法人が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後においてその一若しくは二以上の子会社等（同条第十三項第一号に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人（会社に限る。）が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該消滅した法人が行つた減免申請は、法第七条の二第二十五項の規定により当該事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した子会社等がしたとみなされる違反行為に係る課徴金について、当該法人から当該事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した子会社等が行つた減免申請とみなして、同条第十項から第十二項までの規定を適用する。

2　法第七条の二第一項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後においてその一若しくは二以上の子会社等に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人（会社に限る。）が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後においてその一若しくは二以上の子会社等に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、同条第十項から第十二項までの規定のいずれかに該当する当該子会社等が当該法人の消滅前に行つた減免申請の効力は、同条第二十五項の規定により当該子会社等がしたとみなされる違反行為に係る課徴金には、及ばない。

第十条（見出しを含む。）中「第七条の二第四項第六号」を「第七条の二第五項第六号」に改め、同条を第十二条とする。

第九条（見出しを含む。）中「第七条の二第四項第五号」を「第七条の二第五項第五号」に改め、同条を第十一条とする。

第八条の次に次の二条を加える。

（法第七条の二第四項の政令で定める売上額の算定の方法）

第九条　法第七条の二第四項に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算する方法とする。

一　法第七条の二第四項に規定する違反行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下この条及び次条において「違反行為期間」という。）において、当該行為に係る一定の取引分野において引き渡した商品又は提供した役務（当該一定の取引分野において商品又は役務を供給する他の事業者に引き渡した商品又は提供した役務を除く。次条第一項において同じ。）の対価の額の合計額（次のイからハまでに掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該イからハまでに定める額を控除した額）

イ　違反行為期間において商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部を控除した場合　控除した額